

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害が及ぶ範囲
に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

1 3. タイ【実体審査あり、ハーグ協定未加盟】

1 3. 1. 制度の枠組み

- (1) 意匠は、タイ特許法(B.E.2542(1999年)3月21日法律(第3号)により改正されたB.E.2522(1979年)3月11日法律、1999年9月27日施行、以下「法」と略す場合もある)²⁹²の第Ⅲ章(法第56～65条)に意匠特許(以下、「意匠」という。)の規定がありこれにより保護されている。
- (2) 意匠出願は、タイ知的財産局(Department of Intellectual Property、以下、「DIP」という。)へ行う。
- (3) 意匠保護の対象は、タイ特許法第3条に『「意匠」とは、製品に特別な外観を与え、工業製品又は手工芸製品に対する型として役立つ線又は色の形態又は構成をいう』と規定されている。
- (4) 法61条に従い、省令に定める規則や手続きに従って出願されている場合には公告され、意匠特許の有効期間は、国内での出願の日から10年間とされている。なお、無効審判制度はないが、公告後の異議申立制度があり(法第64条、第65条で準用する第31条)、何人も意匠特許の有効性について異議を申立てることができる。当該意匠の利害関係人又は公訴官は、意匠無効の取消を裁判所に提出できるとされている(法第64条)。
- (5) 民事的救済として、侵害又は侵害のおそれのある場合に権利者は中央知的財産国際取引裁判所(CIPIT)に対して、差止め(法第77条の2)、損害賠償(法第77条の3)、没収(法第77条の4)を求めて提訴できる。CIPITの判決に不服のある場合は、最高裁判所へ上告できる。
- (6) 意匠権侵害に対する刑事罰は、2年以上の禁錮または40万バーツ以下の罰金またはその両方が科される(法第85条)。また、意匠出願人の虚偽陳述に対しては6か月以下の禁錮又は5000バーツの罰金又はその両方が科される(法第87条)。両罰規定があり法人も処罰の対象とされる(法第88条)。
- (7) 意匠権の効力は、調査研究を目的とした意匠の使用を除き、製品の製造において意匠を使用する権利又は意匠を具現化した製品を販売し、販売のために所持し、販売のため供給若しくは輸入する行為を排他できるとされる(法第63条)。
- (8) 意匠権の効力範囲が法第63条に規定するように文言通り「登録意匠」(登録意匠と同一の意匠)に限られるかが問題となるが、消費者の観点から当該意匠が生み出す印象が同じ意匠についても類似する意匠として意匠権の効力範囲とされるようである²⁹³。
- (9) 意匠権の効力の及ばない範囲は、意匠権の効力(法第63条)に「調査研究を目的とし

²⁹² http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm(最終アクセス日：2014年2月14日)

²⁹³ 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会「平成19年度 各国における意匠権侵害に対する行政・刑事・民事救済制度とその運用に関する状況調査研究報告書」2007.3,p167

た意匠の使用を除き」と規定されている。

(10) 間接侵害についての明文規定はないが、「販売のための所持」が直接侵害に該当すると規定されている(法第63条)。

13. 2. 意匠権設定までの運用

(1) 願書の記載

願書には、法第59条により、意匠の表示、意匠が用いられる物品名の表示、明確かつ正確なクレーム、その他規則に定められる他の事項を含まなければならないとされている。意匠出願に際しては、意匠の表示及びクレームを合せて提出しなければならない(タイ特許規則21号²⁹⁴第17条)、出願様式は工業意匠を実施する製品及び分類上のクラスを示すこととされている(規則21第18条)。また、製品の分類は国際意匠分類に従い、出願人は物品の分類を必ずしも記載しなくてもよいとされる(意匠特許出願の手引き(D)物品の種類)。

クレームには、意匠の重要となっているいずれかの特徴を記載しなければならない(意匠特許出願の手引き(2))。また、物品の素材、使用目的または利点について権利請求をしないこととされている。また、100語以内で意匠の説明を含むことができるとされている(規則21第20条)。

願書に記載した意匠の特徴や物品の用途及び機能の説明を記載した場合に、意匠の認定にどのように影響をするかをDIPに見解を求めたところ、DIP回答者から、機能・用途については記載を認めず、削除させているとの回答を得た。

(2) 物品名の表示

願書に記載する製品の名称の認定についてDIPに確認をしたところ、DIP回答者から、認定は行わない(The title of article is not determined.)との回答であった²⁹⁵。また、DIP回答者の回答では、意匠国際分類の表示は出願人の任意であるとのことであった。

(3) 図面提出要件

意匠出願に記載する意匠の表現物(保護を求める製品すべての特徴を示す写真又は図面)は表現物の数を明記しなければならない(法第59条、規則21号17条から23条)。また、表現としては写真又は図面に限られ、見本による出願は認められない(規則21号19条1項)。なお、表現物は白黒を基本とし、意匠が色彩の保護を求めるときは表示にも色彩を施すこととなっている(同2項)。

図面の提出要件としては、正投影図法の6面図及び斜視図を提出する旨が規定されてい

²⁹⁴ タイ特許規則(特許法(B.E.2522)に基づく省令第21号(B.E.2542)、以下「規則21号」)1999年9月24日公布 http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm(最終アクセス日:2014年2月14日)

²⁹⁵ 質問は、具体的な製品名称を認めるか、包括的製品群名称を認めるか、物品の分野を表す名称を認めるか、認定をしない、の選択肢からの選択回答であったため、「認定をしない」の意味を、これらの名称ではなく国際意匠分類に従った表示が認められると解したものと考えられる。

るが、反対側の面が同一形状の場合、一面だけを表示することとなっている。コンピュータグラフィックスで作図された図面を認められ、実線の使用、陰の使用、長尺物の中間省略や透明物の表現方法が規定されている。形態が変化する場合、形態が変化した状態を表現する場合は、変化した状態の全体をあらわさなければならない。分離する部分を有する場合、組み合わせた状態の物品全体の図をあらわさなければならない²⁹⁶。

また、写真で意匠を表現する場合、光線や影が入らないこと、物品の6面及び全体形状(斜視図)を写すこと、A4 サイズとすること、A4 サイズより小さい場合はA4 サイズの紙面に貼り付けた上、透明ビニルのラミネートをかけることなどが求められている²⁹⁷。

立体物の模様をあらわす場合は、6 面図及び斜視図を基本とするが、平面に広げられる衣服の場合は正面図と背面図の2 図で足りる²⁹⁸。布状物品で模様が四方に繰り返し連続する場合、四隅に囲み印を付し、繰り返し連続する模様の部分を示すこととされている²⁹⁹。

タイの実務者からは、意匠出願の意匠の表現に関して以下の回答を得た。

タイ実務者回答：

規則により、意匠出願には、正面図、背面図、左側面図、右側面図、上面図、底面図および透視図を示す、線画または写真による7つの図を含める必要がある。すべての図面または写真は、透視図を除いて、1次元とする必要がある。透視図は、3次元とする必要がある。線画または写真は、同一縮尺とし、相互に対応させる必要がある。

(4) 図面に記載した破線の意味

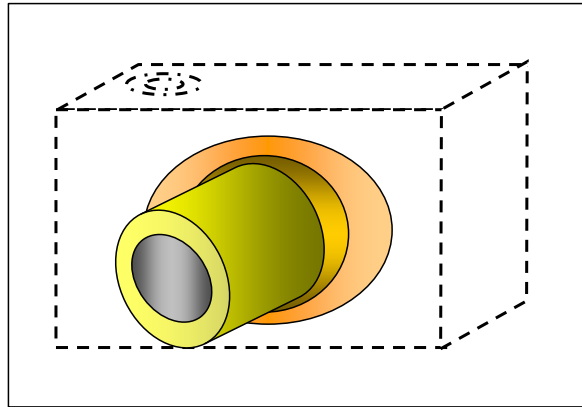
表示は、保護を求める製品のすべての特徴を示す写真又は図面をもって構成することができることとされ、破線又は点線での意匠の表現は認められないと解される(規則第19条、意匠特許出願の手引き 3.1 作図で表す場合)。破線の意味を確認するために DIP に下図のデジタルカメラの部分についての意匠を提示して、破線がどのような意味をもつか見解を求めたが、DIP からは回答は得られなかった。

²⁹⁶ 『意匠特許出願の手引き』 pp.25-35、3.1 作図で図面を表わす場合

²⁹⁷ 『意匠特許出願の手引き』 pp.36-39、3.2 写真で図面を表現する場合

²⁹⁸ 『意匠特許出願の手引き』 pp.40-41、4.1 立体である物品上の模様

²⁹⁹ 『意匠特許出願の手引き』 p.42、4.2 布状物品の模様

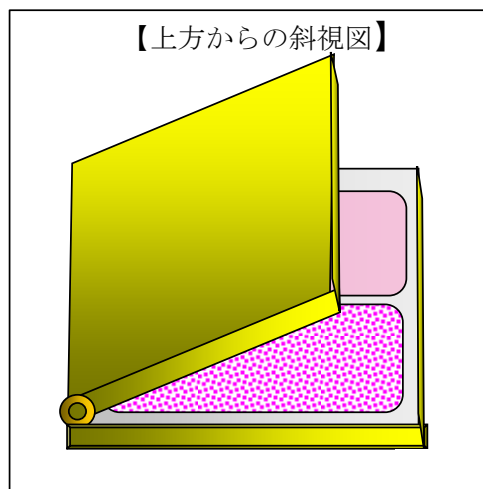


※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

(5) 図面又は写真によって開示されていない部分の扱い

下記の斜視方向から撮影した蓋を開いた状態の化粧品用ケースの写真一枚のみを DIP に提示し、その扱いについて回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

DIP 回答者回答：

開示が不十分であり意匠が特定できないので、出願を拒絶する。具体的には以下の理由が該当する。

- このような 1 図での出願は自国の規定に違反し、認定できない。
- 底面や背面など、物品全体が開示されていない。
- 蓋を閉じた状態が不明である。

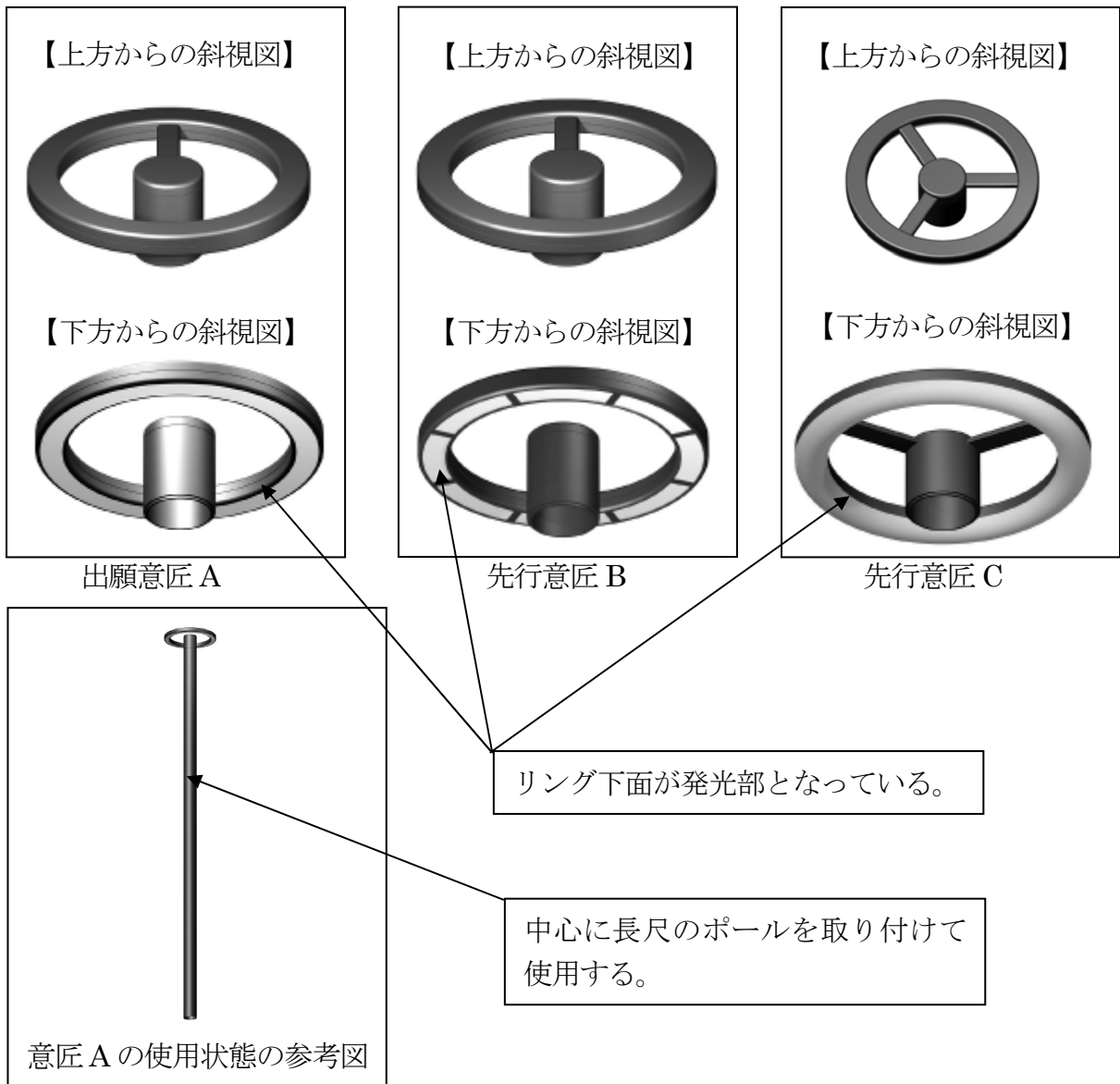
- ・上蓋表面の凹凸等の形状が不明である。
- ・光の反射等で形・色が特定できない。
- ・蓋と本体を止めているヒンジ部などの細部の形状が不明である。

(6) 複数意匠の関係

DIP に具体的な事例を提示して、意匠出願が先行意匠によって拒絶されるかどうかの見解を求めた。

【判断例 1】

出願意匠 A、先行意匠 B、先行意匠 C は、いずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、出願意匠 A、先行意匠 B 及び先行意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、先行意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面は CG で作成されている。

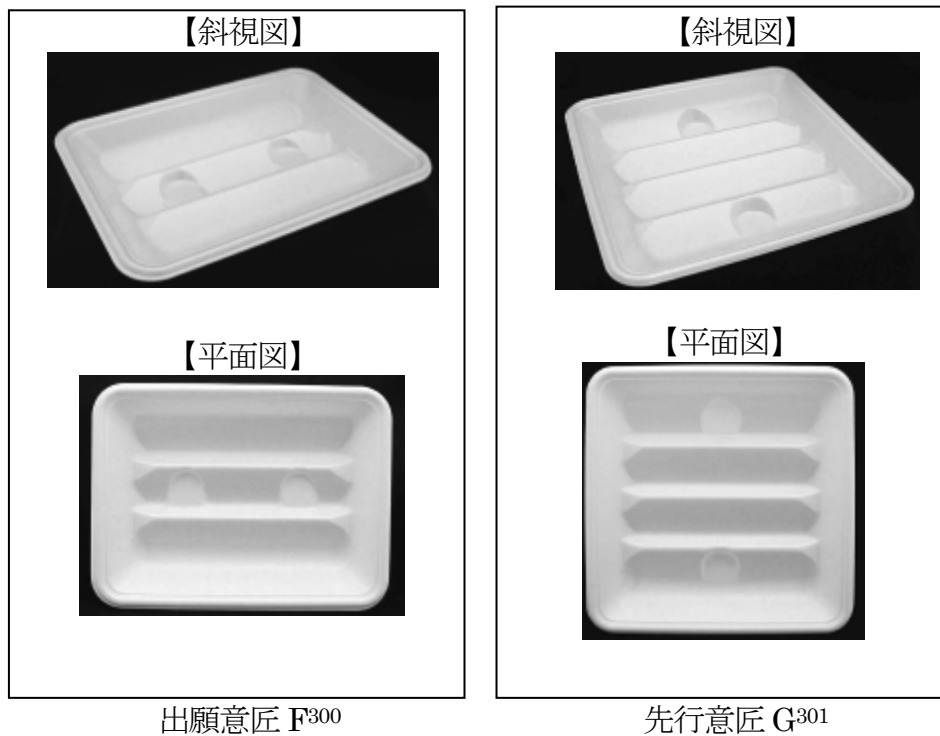


DIP 回答者回答：

意匠 A についての出願は、先行意匠 B によっては拒絶され得るが、先行意匠 C によっては拒絶されない。

【判断例 2】

出願に係る意匠 F 及び先行意匠 G は物品が包装容器で同じであるが、先行意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 F とやや異なる。



DIP 回答者回答：

意匠 F についての出願は、先行意匠 G によって拒絶とされうる。

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願について

パリ条約による優先権の主張は法第 60 条の 2 で規定されており、外国での最初の日から 6 月以内に国内で出願を行ったときはかかる最初の外国出願日を国内での出願日として主張することができる。

パリ条約による優先権の主張を伴う出願の優先権が有効であるかの確認のために優先権証明書に記載すべき項目は、DIP の見解によると以下のとおりであった。

- ・ 出願日
- ・ 出願人
- ・ 創作者

³⁰⁰ 登録意匠第 1373205 号(単独登録)

³⁰¹ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

- ・ 製品の名称
- ・ 図面

意匠及び製品の説明は、確認項目として選択されなかった。

(8) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書に記載との相違
 パリ条約による優先権主張を伴った意匠出願の願書又は図面の記載が優先権証明書の記載と違っていた場合にどの程度の違いであれば優先権が認められるかについての DIP の見解は以下のとおりであった。

- ・ 製品名の変更
- ・ 説明の削除
- ・ 意匠の表現物(図面、写真等)の削除

パリ条約による優先権証明書に、保護を求める部分を実線で示し、全体を破線で表現した意匠を、すべて実線で表現した物品全体の意匠に変更して出願をした場合にパリ条約による優先権主張は認められるかを DIP に質問したが、回答は得られなかった。

色彩の変更については DIP 回答者から下表の回答を得た。色彩を付した図面等への変更は認められないという結果になった。

| | 優先権証明書 | 変更 | タイへの出願 |
|---|----------|----|----------|
| ■ | 色彩付き線図 | → | 色彩なし線図 |
| □ | 色彩なし線図 | → | 色彩付き線図 |
| ■ | 色彩付き線図 | → | モノトーン陰影図 |
| □ | モノトーン陰影図 | → | 色彩付き線図 |
| ■ | カラー写真 | → | 色彩なし線図 |
| □ | 色彩なし線図 | → | カラー写真 |
| ■ | カラー写真 | → | モノトーン写真 |
| □ | モノトーン写真 | → | カラー写真 |

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外)

政府後援又は公認のタイ国内で開催された博覧会でその意匠を展示した者が、その博覧会の開催日から 12 月以内に当該意匠について出願したときは、その博覧会の開催初日に出願を行ったものとみなされる(法第 65 条で準用される第 19 条)。DIP によれば、グレースピリオドの情報は意匠公報に掲載されないとのことである。第三者はグレースピリオドの申請された権利であることをどのようにして知るか DIP に見解を求めたが回答は得られなかった。

(10) 保護要件

法第 57 条には保護要件として以下の規定がある。

第三章 意匠特許

第 57 条

次の意匠は新規とみなされない。

- (1)特許出願の前に、国内で他人に広く知られ又は使用されていた意匠
- (2)特許出願の前に、国内外で文書又は印刷刊行物において開示又は記述されていた意匠
- (3)特許出願の前に第 28 条を準用する第 65 条に基づき公告されていた意匠
- (4) (1)、(2)又は(3)の意匠と外観が非常に似ているため模倣とされる意匠

出願公告後、出願人から審査請求があった場合又は法第 56 条の規定に違反しているとの異議申立がなされた場合に実体審査が開始される(省令 22 第 11 条)。

先行意匠との判断を要する登録要件は何か及びその判断主体について、タイの実務者へ質問をしたところ、新規性が該当し、タイ特許法が適用されるが、同法には新規性を検討する観点を定めておらず、判例も無いとの見解であった。

新規性の判断について、先行意匠を中心にどのような範囲の意匠が対象とされるかについて、先行意匠と同一、実質同一、類似の範囲を提示してタイの実務者の判断を求めたところ、類似の範囲(実質的な類似)との見解を得た。理由としては、以下のとおりである。

タイ特許法の第 57 条(4)によれば、意匠は、模倣と解釈される程度に先行意匠に類似している場合に先行意匠に類似していると判断される。また、侵害を主張されている意匠が登録意匠に類似しているか否かを検討するには、意思決定者は、侵害を主張されている意匠が実質的に登録意匠に類似しているか否かを決定しなければならない、という先例を作った最高裁判所の判決 No. 3914/2549 がある。これは侵害評価の判例であるが、これが有効性評価にも適用されるべきと考える。

- (1 1) 創作非容易性に関する参考判断例
(DIP に質問をしたが回答が得られなかった。)

1 3. 3. 意匠権設定後の運用

(1) 願書の記載と権利範囲

物品名が意匠権の権利範囲にどのように影響をするかをタイの実務者に確認したところ、物品名のみでは権利範囲は決定せず、他の要素が影響するとのことであり、以下の回答を得た。

タイ実務者回答：

製品意匠の権利の範囲は、以下で決定される。

- ・製品意匠の外観、形状および特徴を定める、提出された線画/写真
- ・製品意匠の形状、構造、模様、色など、権利の範囲が特定される、意匠出願の 1 件の

クレーム

審査官手引書によると、製品意匠の名称は、「おもちゃ」、「テーブルの骨組み」、「テーブルの脚」、「腕時計」など、どのように製品意匠が利用されるかを特定すべきである。また、タイトルは、提出された線画または写真と一致すべきである。しかし、名称は、製品意匠の便益、品質、材料、商用名を表してはならない。

審査官は、製品意匠がどのように見えるかよりも、製品意匠がどのように機能するかを名称に反映させることを希望している。例えば、前面挿入式の洗濯機では、洗剤をドラムに投入するユニットのタイトルを、「せっけん引出し」ではなく「洗剤&柔軟剤ディスペンサー」と付けることを審査官は希望する。名称は、製品意匠内部の仕組み/機能を表すことができるが、保護範囲は、依然として製品意匠の外観に限定される。「ホールペン」、「万年筆」または「フェルトペン」という表現は、単にペンの仕組み/機能に過ぎない。

意匠分類の役割について、権利範囲との関係についてタイの実務者の見解を求めたところ以下の回答があった。

タイ実務者回答：

意匠分類は出願の管理やサーチを効率化するためのものであり、意匠の権利の範囲は、外部形状および特徴、ならびに意匠出願の1件のクレームで決定される。

願書に記載した意匠の特徴や物品の機能及び用途の説明はその権利範囲に影響するかタイの実務者に見解を求めたところ次の回答を得た。

タイ実務者回答：

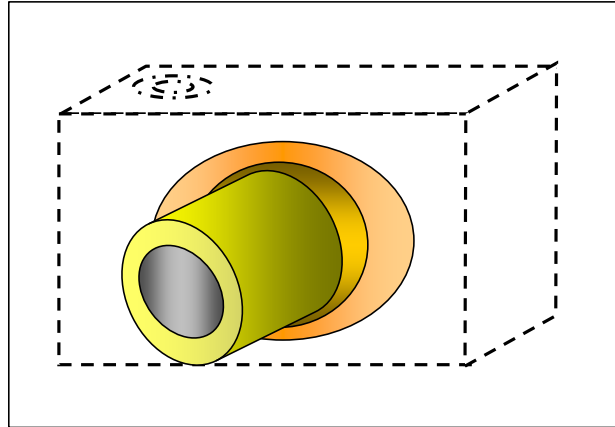
説明は審査官が出願等を理解するためにのみ利用される。意匠出願では、説明は必須ではない。しかし、100語を超えない長さで、出願人は説明の提出を希望することができ、審査官は製品意匠の利用に係る説明を求めることができる。製品意匠の名称又は製品意匠の外観および形状からは、製品意匠が何であるかについて審査官が適切な理解を得られない場合には、説明の提出が推奨される。機能は線画または写真から知ることができるため、説明では、機能ではなく、製品意匠の利用について説明すべきである。

(2) 登録意匠の権利範囲の参考判断例

タイの実務者に意匠の図面を提示して見解を求めたところ、以下のとおりであった。

【参考判断例1】

図面に記載した破線がもつ意味について見解を得るために、タイの実務者に下図のデジタルカメラの部分について意匠を提示した。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

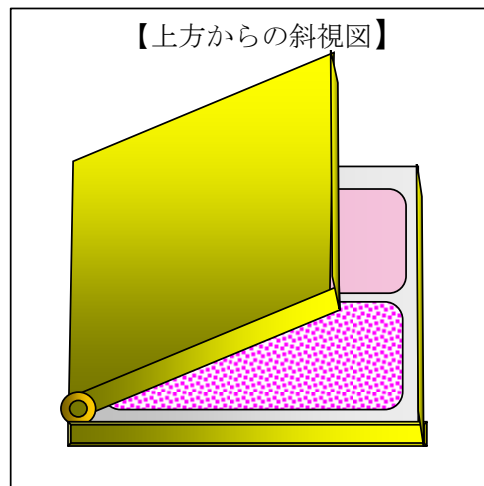
デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

タイ実務者回答：

タイでは部分の意匠の保護は認められない。出願段階であれば、図面提出要件を満たさないとされ、何らかのオフィスアクションが通知される。これに対して、出願人は破線を実線に描き変え、部分意匠を全体意匠にする補正が認められている。

【参考判断例 2】

開示されていない部分を含んで表現された意匠を提示して、このような 意匠の権利範囲をどのように考えるかの見解を求めた。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

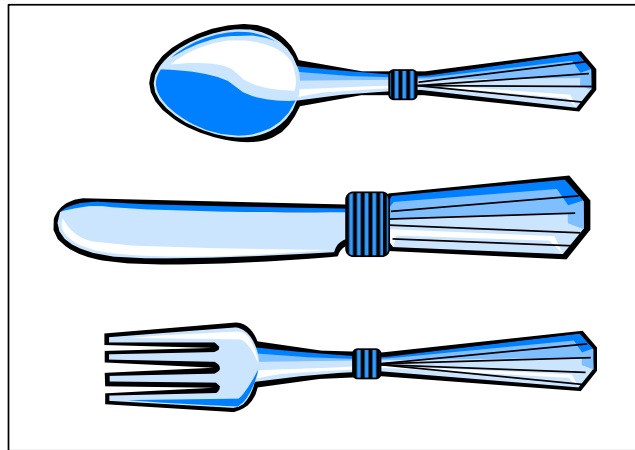
タイ実務者回答：

開示が不十分であり意匠が特定できないので、権利は成立しない。若しくは無効理由を

含んだ権利である。

(3) 意匠の単一性

日本で認められている下図のような組物「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」の意匠がタイでも認められるか、また、認められる場合に、権利範囲は組物の意匠全体の実施にのみ及ぶのか、あるいは単独の物品の実施にも及ぶのかタイの実務者の意見を求めた。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット
(A set of a spoon, folk and knife which share the distinctive design of the handle part)

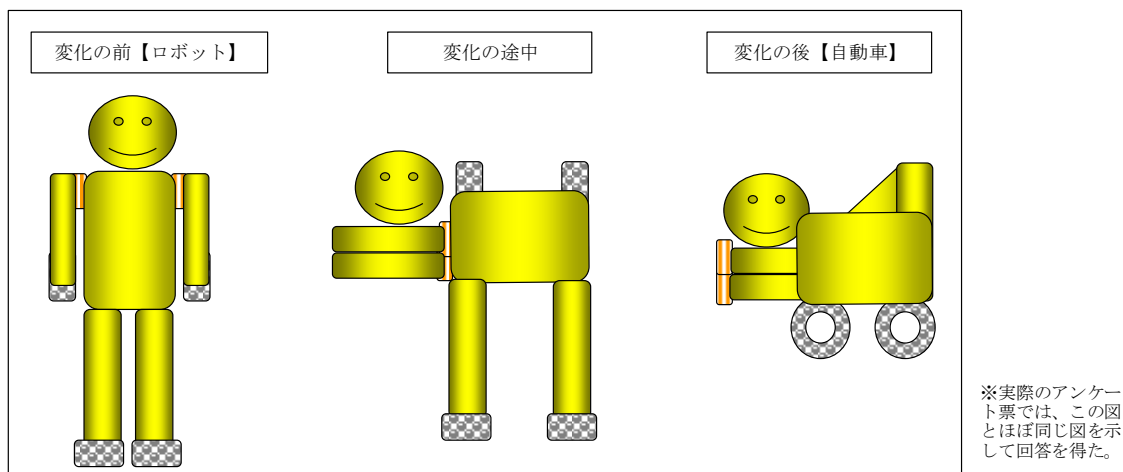
タイ実務者回答：

柄部の特徴的な意匠が共通していても、スプーン、フォーク、ナイフをそれぞれの意匠は独立しており、別個に出願をしなければならない。特定の部分の特色ある意匠を共有する10以上の製品意匠の出願を提出した場合、DIPは、納付手数料を割引する。

(4) 変化する意匠

下のような立体形状の変形おもちゃの物品がその機能に基づいて形状が変化する意匠の権利について、タイの実務者の見解では、意匠権の形態及び最後の形態のみ意匠権の効力が及ぶとのことであった³⁰²。また、変更過程における形状は、意匠の最終的な形状ではないため、タイでは保護対象とはならないとの見解も得た。

³⁰² タイでは一意匠一出願制度であるため、ここでの見解は、最初の形態と最後の形態が共通する場合を言うと考えられる。上記写真のように最初の形態と最後の形態が異なる場合は、2件の出願としなければならないと考えられる。



物品がその機能に基づいて変化する意匠の例(立体形状変形おもちゃ)
 (Example of designs for which the article changes based on its function
 (changing stereoscopic toy))

(5) 意匠登録の無効

意匠権の利害関係人又は公訴官は、無効意匠の取消を裁判所に請求することができる(法第64条第2文)。

タイの実務者により、取消理由の一つとして新規性欠如が指摘され、取消判断において提示された先行意匠の範囲は、その先行意匠を中心に同一性の範囲を認めて、登録意匠がその範囲内に入ると認定されれば取り消されるとのことであった。

また、方式審査あるいは実体審査において拒絶の理由となるが取消理由とはならない要件について、DIPに見解を求めたところ、DIP回答者から、一意匠一出願がそれに該当するとの回答を得た。

1 4. 4. 著作権との関係

意匠権と著作権の保護対象の関係を確認するために、DIPに意匠権の保護対象と著作権の調整規定の存否について見解を求めたが、DIP回答者によれば、法律では定められていないとのことであった。

1 4. 5. 意匠権の侵害

1 4. 5. 1. 意匠権侵害についての事例検討³⁰³

³⁰³ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。

侵害に該当する行為は法第 63 条に、以下のように規定されている。

法第 63 条

特許権者以外の何人も、調査研究を目的とする意匠の使用を除き、製品の製造において特許意匠を使用する権利又は特許意匠を具現した製品を販売し、販売のため所持し、販売のため供給し若しくは輸入する権利を有さない。

法第 63 条に販売のための所持が規定されていることから、当該行為は意匠権の直接侵害に該当すると考えられる。

また、タイの実務者の判断では、日本意匠法 38 条の規定に類する間接侵害について規定されていないが、侵害を幫助した者あるいは共同で侵害行為を行った者は、刑法 B.E. 2499 (A.D. 1956) および 民商法 B.E. 2468 (A.D. 1925) に依拠して、措置を講じることができるとの見解であった。

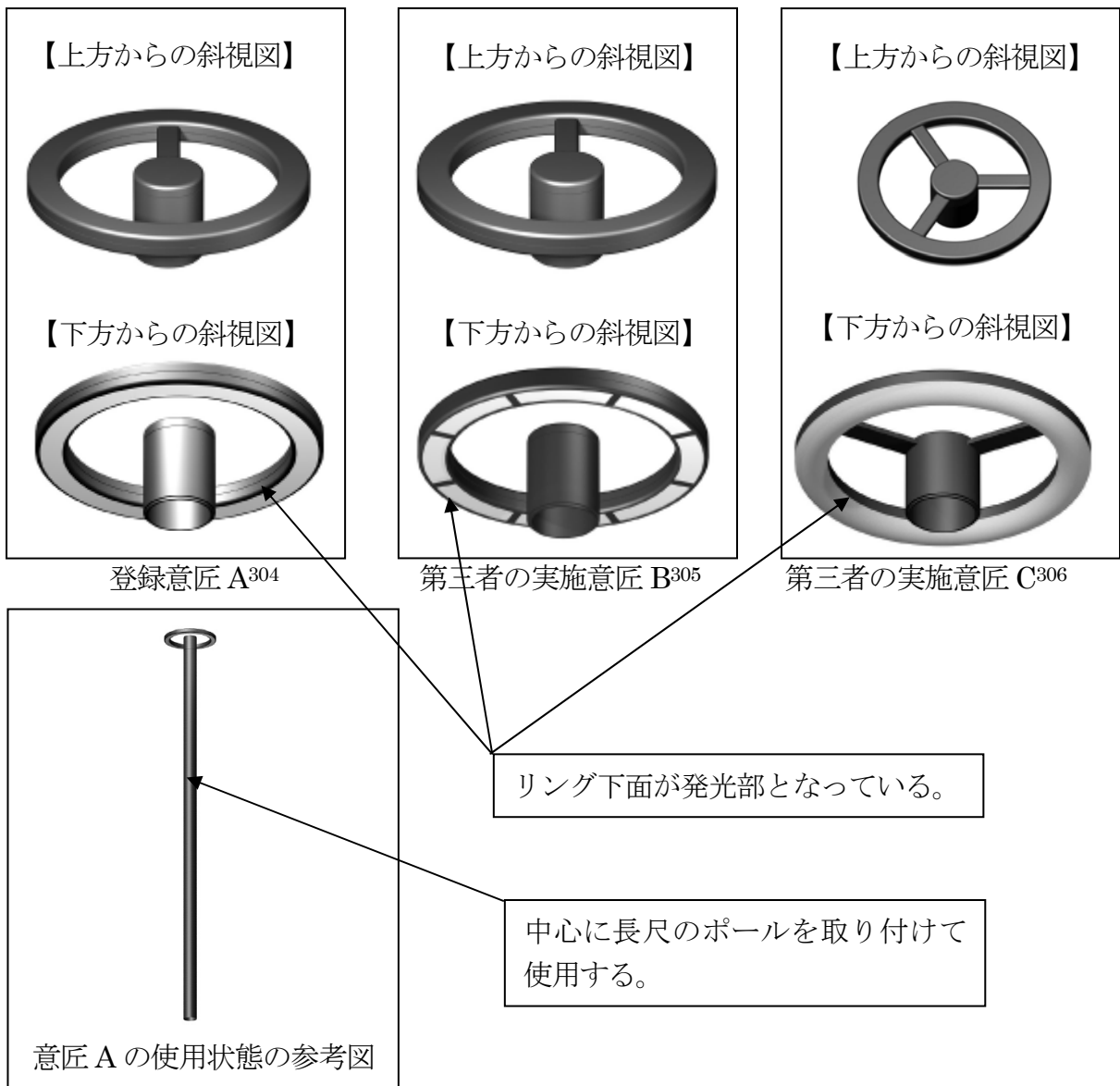
タイの実務者の見解では、意匠権侵害において権利行使に有利な意匠の表現としては、通常の使用状態では使用者から観察できない面(例えば、冷蔵庫の背面など)も開示し、物品のすべての面が見えるような意匠の表現が権利行使の際には有利であるとのことであった。

タイの実務者に意匠の図面を提示して見解を求めたところ、以下のとおり回答であった。

【参考判断例 1】

質問：

登録意匠 A、意匠 B、意匠 C は、いずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、登録意匠 A、意匠 B 及び意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、先行意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。意匠 B、意匠 C を第三者が販売している場合に、これらの意匠は登録意匠 A を侵害するか。



タイ実務者回答：

意匠 B は登録意匠 A を侵害するが、意匠 C は登録意匠 A を侵害しない。

³⁰⁴ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

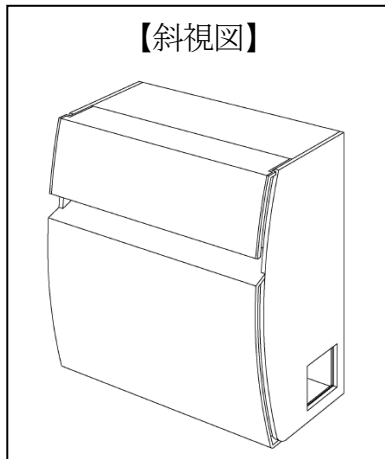
³⁰⁵ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

³⁰⁶ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

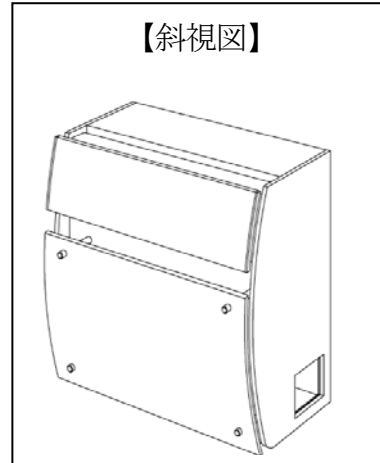
【参考判断例 2】

質問：

登録意匠 D、意匠 E は、いずれも物品が「郵便受箱」で同じであるが、意匠 E は前面カバーの形状が登録意匠とやや異なる。意匠 E を第三者が販売している場合に、この意匠は登録意匠 D を侵害するか。



登録意匠 D³⁰⁷



第三者の実施意匠 E³⁰⁸

タイ実務者回答：

意匠 E は登録意匠 D を侵害すると判断できる。

³⁰⁷ 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

³⁰⁸ 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 号の関連登録)

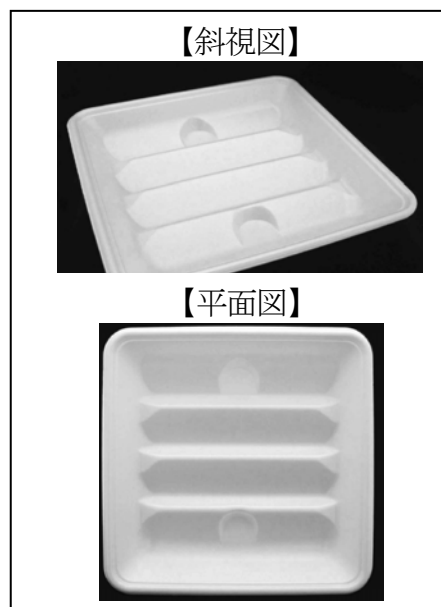
【参考判断例 3】

質問：

登録意匠 F、意匠 G は、いずれも物品が「包装容器」で同じであるが、意匠 G は全体の形状、底面の三角部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。意匠 G を第三者が販売している場合に、この意匠は登録意匠 F を侵害するか。



登録意匠 F³⁰⁹



第三者の実施意匠 G³¹⁰

タイ実務者回答：

意匠 G は登録意匠 F を侵害しないと判断できる。

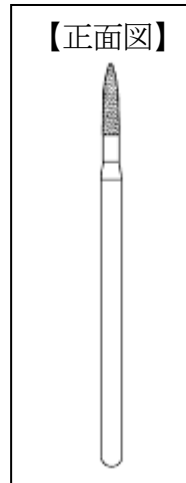
【参考判断例 4】

質問：

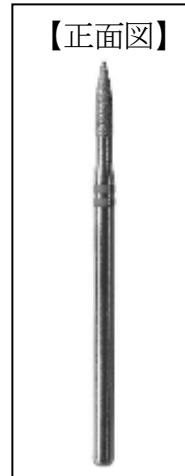
下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付けられている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。

³⁰⁹ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

³¹⁰ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)



登録意匠 H³¹¹



第三者の実施意匠 I³¹²

タイ実務者回答：

意匠 I は登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できる。

1 4. 5. 2. 意匠権侵害の救済

意匠権の救済を求める機関は、裁判所、警察、特別捜査局であり、それぞれのメリットとデメリットについてタイの実務者からは以下の見解を得た。

| | メリット | デメリット |
|-------------|---|--|
| 裁判所 | 法律の解釈がなされる。 裁判官が技術的経歴を有する。 和解が可能。 差止命令ができる。 損害賠償請求ができる。 | 手続き期間が長い。 費用がかかる。 |
| 警察(経済警察) | 手続き期間が短い。 民事訴訟より費用がかからない。 逮捕および押収が可能。 | 特許登録機関次第ではあるが予備的見解が得られる。 和解が利用できない。 |
| DSI (特別捜査局) | 手続き期間が短い。 訴訟より費用がかからない。 逮捕および押収が可能。 | 特許登録機関次第ではあるが予備的見解を得られる。 和解が利用できない。 |

また、民事的救済として認められるのは、

- ・ 差止請求
- ・ 損害賠償その他金銭的請求

³¹¹ 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

³¹² 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

- ・信用回復措置請求

とのことであった。

意匠権者と被疑侵害者の意匠権侵害訴訟に至るまでのやり取りについては、以下の見解を得た。

タイでは、意匠権者が訴訟提起前に警告書を送付することを法律で義務付けていない。意匠権者は、訴訟を進めることなく、友好的に侵害の中止を試みるために被疑侵害者に警告書を送付するか否かを選択することができる。しかし、被疑侵害者が法執行について知り、侵害活動を隠匿することを避けるために、警告書を送付することなく被疑侵害者に訴訟を提起することがより適切な場合もある。

意匠権侵害行為は刑事罰の対象とされ、罰金刑(最大 THB400,000)、懲役刑(最長 2 年間)及びその併科刑である(法第 85 条)。民事訴訟で争う場合と刑事訴訟とする場合のメリット、デメリットは以下のとおりであった。

| | メリット | デメリット |
|------|--|--|
| 民事訴訟 | 賠償請求が可能 優位の証拠を提出できる(証拠の優越) | 侵害を直ちに止めることが非常に困難。仮差止命令を要求することができるが、管轄裁判所は、この種の差止命令を出すことに非常に慎重である。 裁判に時間がかかる。提訴から最高裁判所の判決を得るまでの合計期間はおよそ 3~4 年である。 |
| 刑事訴訟 | 警察が強制捜査を実施して侵害製品を差押える権限を有するため、侵害を直ちに止めることができる。 | 賠償を要求できない。侵害者に科される罰金は、国家に支払われる。 裁判に時間がかかる。告訴から最高裁判所の判決を得るまでの合計期間はおよそ 3~4 年である。 高い証拠水準(合理的な疑いを超える)が必要とされる。 |

1 4. 5. 3. 意匠権侵害に関する判例

意匠権の効力範囲の認定、直接侵害、間接侵害が争点となった判例について、タイの実務者に問い合わせたこと、以下の判例の紹介があった。

Tetra Pak (Thai) Co., Ltd. v. Miss Charinya Kanthapong を当事者とする最高裁判所の

事件番号 8170/2549 (A.D. 2006)

最高裁判所は、意匠権の効力の範囲を定めた。最高裁判所は、「意匠特許の新規性を検討する上で、対象となる意匠の外観に重点を置き、その利用または当該目的物の技術面は無視する必要がある。「新規性がある」とみなされる意匠とは、それが、他の意匠との違いに公衆の注意を引くことができるほど、他の意匠とは著しく異なることを意味する。」と判示した。

間接侵害(寄与侵害)が争われた意匠権侵害に関する判例はないとのことであった。

1 4. 6. 税関・警察等での取締り

税関においては、輸入が排他権の対象とし(法第 63 条)刑事罰の対象とされているので(法第 85 条)、物品輸出入法第 5 条 1 項、第 16 条より知的財産侵害品たる輸出入禁止貨物等に該当し、関税法第 27 条に基づき罰金と禁錮刑の対象となり得る。

意匠権侵害品の取締りに関するタイ税関の見解は以下のとおりであった。

- ・ 知的財産権侵害品の調査・摘発を担当する部署は、税関または税関局 捜査・鎮圧事務所である。
- ・ 担当機関の場所は、国境及び空港における税関、捜査・鎮圧事務所である。
- ・ 調査・摘発する担当職員が通常勤務しているのは、税関である。

過去 5 年間の税関等における知的財産侵害に基づく摘発件数は以下のとおりである。

| 年度 | 2008 年 | 2009 年 | 2010 年 | 2011 年 | 2012 年 |
|-------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
| 摘発件数 | 651 | 648 | 759 | 628 | 747 |
| 摘発製品数 | 2,222,254 | 6,051,474 | 628,803 | 461,772 | 1,514,440 |

- ・ この件数の中に意匠権侵害はない。

知的財産権侵害品の取締りのキャンペーン等、自国民への周知活動は以下のとおりである。

1. 危険性の高い地域及びスワンブーミ国際空港における税関での展示
2. 知的財産権に関するパンフレット/ポスター
3. ターゲットにした集団(大学と 10 代の学生)に対する公的訓練

意匠権の侵害の判断については、税関局は、TRIPS 協定に従って商標と著作権についてのみ輸出入を禁じられている製品の検査と差止を履行している(ので回答できない)。

平成 26 年 2 月

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国・地域における意匠権の効力範囲及び侵害の及ぶ範囲
に関する調査研究調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>